

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和5年4月6日付けで提起した情報不存在決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

1 審査請求人は、条例第5条第1項の規定により、令和4年12月13日に、処分庁に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・熊取町が本人以外の第3者から個人情報を収集した経緯のある個人情報取扱事務登録簿のうち、当該第3者に対して熊取町が収集しようとする「個人情報の対象者の範囲」や「個人情報の記録項目」を明確にして通知しなかったもの。

なお、当該第3者に対して個別に通知せずとも熊取町が一般に公表した文書等で提供すべき個人情報の対象者の範囲とその記録項目が明白であったもの、当該第3者が提出する書類の書式等が定まっており、提供すべき個人情報の対象者の範囲とその記録項目が明らかであったもの、または本人以外の第3者が個人情報を本人の同意なく提供することが法律上認められているものを除く。

また、当然のことながら上記の内容は個人情報を収集した時点においてのことである。

2 処分庁は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和4年12月27日付4熊総第3468号で審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、令和5年4月6日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、処分庁に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の理由から本件処分を取り消す及び情報公開条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求めている。

(1) 請求情報の内容の前半部分について、令和3年12月17日付け3熊保育第2207-6号及び第2207-7号のとおり、当該事務において、応募事業者に虐待を受けた児童や障害を持つ児童の個人情報を提出するよう熊取町が明示したものは存在せず、かつ、熊取町が一般に公表した文書も存在しない。

(2) 請求情報の内容の後半部分について、当該事務に係る「町立西保育所民営化移管先事業者応募要綱」及び熊取町指定の申込書等に虐待を受けた児童や障害を持つ児童の個人情報のうち、具体的に個人情報を記載するよう明示されたものはない。また、民営化事務は法律に基づく事務ではない。

(3) 情報公開条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的としている。熊取町は情報公開決定処分が何故、情報公開審査会に本審査請求の答申を行ったのか。令和5年3月22日以前に答申を行っているのであれば、納得できるが、同日以降に答申を行っているのであれば、理解しがたい。答申を行う時点ですでに情報公開決定処分が誤ったものであったと判明していれば、答申を行わず、誤った情報公開決定処分を取り消し、改めて情報公開決定処分を行うべきではないのか。情報公開審査会を通せば、情報が公開されるまでに日数を要することは明白である。何故、情報公開審査会を通す必要があるのか。それが同条例の目的とするところなのか。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

審査請求人は、平成30年4月1日に登録された「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」に係る個人情報取扱登録簿が該当するとしているが、情報公開請求の中では、「当該第3者に対して個別に通知せずとも熊取町が一般に公表した文書等で提供すべき個人情報の対象者の範囲とその記録項目が明白であったものを除く」としている。

これについては、処分庁としては、当該登録簿は事務として個人情報保護条例第7条第3項各号の内容を包含していると捉え、包括的に登録していると考えており、かつ、住民情報

コーナーにおいて一般の縦覧に供していることから、除かれるものに該当すると考え、当該登録簿を除けば、請求に係る情報は不存在としたもの。

なお、当該登録簿に関しては、令和5年3月22日付け4熊情審第10004-1号の熊取町情報公開審査会からの答申では、個人情報保護条例で定める届出項目を満たしておらず、処分庁が主張する、包含している、という主張は認めがたいものであること、と判断されている。従って、当該登録簿は前述と異なり、除かれるものには該当しないものとなる。

第3 理由

1 情報公開審査会の判断

(1) 本件処分の妥当性について

処分庁は、令和5年10月11日付けで本件処分を取り消し、改めて開示決定を行っており、審査請求の対象となる処分が存在しないことから、当該審査請求は不適法なものと判断せざるを得ない。

2 結論

情報公開審査会の判断と同様の理由により、審査請求の対象となる処分が存在しないことから、当該審査請求は不適法なものと判断する。よって行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年2月15日

熊取町長 藤原 敏司

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることができません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります、なお、正当な理由があるときは、上記の期間がこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。